

## 女川町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第4回）	平成24年11月19日（月）14:30～15:00
	前回（第3回）	平成24年 9月10日（月）15:40～16:10
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	市街地開発事業 女川町被災市街地復興土地区画整理事業 集団移転促進事業 女川町防災集団移転促進事業 (内山地区、小乗浜地区、大原西地区、宮ヶ崎地区、堀切山地区、清水地区)	
出 席 者	女川町	副町長 東野 真人 復興推進課 課長 伊藤 力 復興推進課 参事 穴戸 睦正 復興推進課 都市計画係 係長 小林 貞二
	学識経験者	宮城県林業振興協会 常任理事 川村 正司
	国土交通省	国土政策局総合計画課国土管理企画室 専門調査官 鈴木 豪
	東北森林管理局	宮城北部森林管理署 署長 飯田 裕一
	復興庁	宮城復興局 政策調査官 藤田 文彦 宮城復興局 主査 児玉 昌也
	宮城県	土木部都市計画課長 櫻井 雅之 土木部復興まちづくり推進室長補佐（総括担当） 佐々木 康栄 農林水産部林業振興課 技術参事兼課長 佐藤 好昭 震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷 良哉

### ○協議内容

- 1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐 田村）
  - ・出席者紹介
  - ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
  - ・傍聴人への注意

### 2 議 事

女川町復興整備協議会規約第7条により、女川町長代理人の東野副町長が議長となる。

（女川町副町長 東野）

女川町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（女川町事務局 復興推進課長 伊藤）

様式第2により説明。

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

今回の女川町復興整備計画では、8ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課長 伊藤)

様式第5について説明。

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県林業振興課から補足することはございませんでしょうか。

(宮城県林業振興課技術参事兼課長 佐藤)

特に補足することはありません。

また、林野庁からは、特に意見はなく承認するという内容を文書でご回答いただいております。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

まず、宮城県林業振興協会 常任理事 川村様、いかがでしょうか。

(宮城県林業振興協会 川村)

森林の開発にあたり防災上の措置を確実に講じ、残置森林を適切に管理していただければ異存ありません。

(女川町副町長 東野)

続いて、東北森林管理局宮城北部森林管理署長の飯田様、いかがでしょうか。

(東北森林管理局宮城北部森林管理署長 飯田)

異存ありません。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に今回の女川町復興整備計画では、8ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課長 伊藤)

変更地域別概要について説明。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の地域復興支援課から補足することはございませんか。また、東北工業大学の稲村先生への説明状況等についても補足願います。

(宮城県地域復興支援課長 熊谷)

県の国土利用計画審議会の会長であり有識者としてご意見をいただく予定でした稲村先生ですが、所用によりご欠席のため、文書にてご意見をいただいております。稲村先生からは、「開発により失われる山林の状況については、地域森林計画区域内の変更に関する添付書類から確認することができ、その情報量で行政手続上は問題ないが、今後国定公園に係るものも増えてくるものと思われるため、山林の状況に関する情報は今まで以上に重要なものとなると思われる。貴重な自然環境にも配慮した計画内容となるように、現地の山林の状況把握を今まで以上に行うようお願いしたい。今回の変更は、市街化区域に隣接したエリアを開発する内容であり、異議はない。」という回答をいただいております。

また、地域復興支援課としても、本計画案の変更は妥当なものと考えております。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室専門調査官の鈴木様、いかがでしょうか。

(国土交通省 国土政策局総合計画課 国土管理企画室 専門調査官 鈴木)

異存ありません。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

異議なし。

(女川町副町長 東野)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(女川町副町長 東野)

では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。

以上で議事を終了致します。

### 3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐 田村)

#### ○協議結果

- ・市街地開発事業「女川町被災市街地復興土地区画整理事業」及び集団移転促進事業(内山地区、小乗浜地区、大原西地区、宮ヶ崎地区、堀切山地区、清水地区)の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく森林整備計画の変更について協議会です承された。
- ・市街地開発事業「女川町被災市街地復興土地区画整理事業」及び集団移転促進事業(内山地区、小乗浜地区、大原西地区、宮ヶ崎地区、堀切山地区、清水地区)の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく土地利用基本計画の変更について協議会です承された。